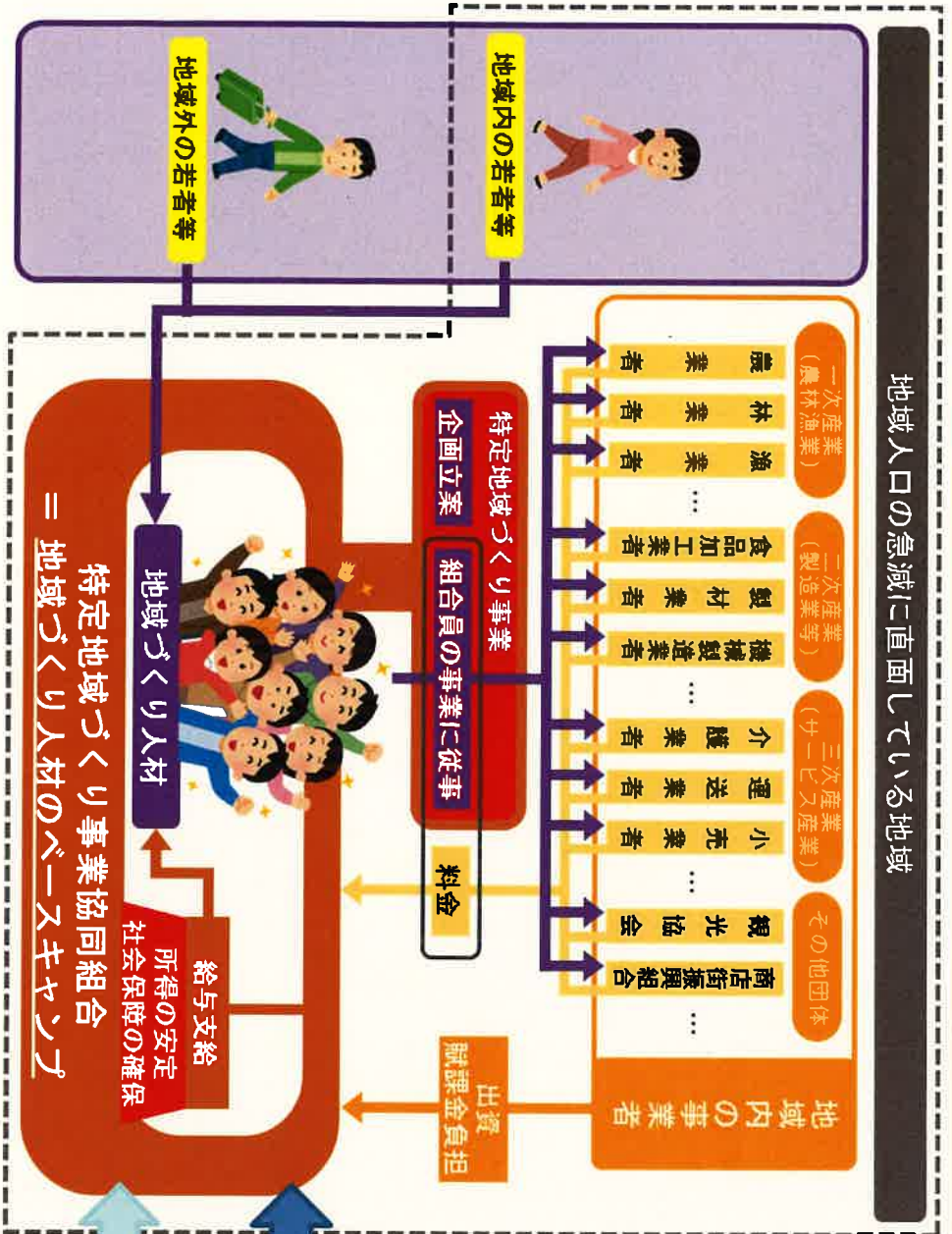


# 特定地域づくり事業の推進 (令和2年度予算案：5.0億円 (新規))

▶ 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、国・市町村が支援する。  
 ▶ 特定地域づくり事業推進法に基づき同組合の運営経費を市町村が支援する費用に充てるため、国が市町村に対し特定地域づくり事業推進交付金を交付する。  
 ※予算計上は内閣府（令和6年度まで）、予算及び法律の執行は総務省が行う。

## 特定地域づくり事業推進法のイメージ



### 財政支援の概要

#### 特定地域づくり事業推進交付金 (国庫補助金)

- ・ 特定地域づくり事業組合の運営経費の 1 / 2 を市町村が補助。
- ・ 市町村の補助のうち、1 / 2 を国庫補助金により支援。

#### 地方財政措置

- ・ 国庫補助事業に伴う市町村負担の 1 / 2 を特別交付税により支援。

# 特定地域づくり事業推進交付金の令和2年度の事業規模のイメージ

【事業規模】 約 19 億円／年

【1組合あたり想定運営費】

2,306万円／年

【想定組合数】

約80組合(通年ベース)

※年度後半からの事業開始を想定した場合  
160組合以上の対応が可能

【想定収入】

1/2

【公費支援対象経費】  
1/2(約10億円)

→ うち国の財政措置(3/4) 約7億円

職員一人あたりベース

公費支援対象経費: 約 14万円／月

国庫補助金(1/2)

約5億円

特別交付税措置(1/4)

約2億円

(参考) 特定地域づくり事業推進交付金の令和2年度の事業規模のイメージの積算基礎

<想定運営費>

2,306万円 = 職員人件費・保険料事業主負担込み(320万円)×職員数(6名)  
+ 運営費(386万円)

320万円 = 調査団体の平均ベースの給与・2,760千円  
+ 社会保険料・労働保険事業主負担約16%

6人 = 調査団体の平均職員数

386万円 = 事務局職員 2,760千円 × 0.5人  
+ 社会保険料・労働保険事業主負担約16%  
+ 事務費

特定地域づくり事業協同組合が400組合になった場合の事業規模のイメージ

【事業規模】 約92億円/年

【1組合あたり想定運営費】  
2,306万円/年

【想定組合数】  
400組合

【想定収入】  
1/2

【公費支援対象経費】  
1/2 (約46億円)

うち国の財政措置(3/4) 約35億円

職員一人あたりベース  
公費支援対象経費: 約14万円/月

【国庫補助金(1/2) 約23億円】  
【特別交付税措置(1/4) 約12億円】

**(参考) 特定地域づくり事業協同組合が400組合になった場合の事業規模のイメージの積算基礎**

＜想定運営費＞

$$\begin{aligned} 2,306\text{万円} &= \text{職員人件費・保険料事業主負担込み (320万円)} \times \text{職員数 (6名)} \\ &+ \text{運営費 (386万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 320\text{万円} &= \text{調査団体の平均ベースの給与} \cdot 2,760\text{千円} \\ &+ \text{社会保険料} \cdot \text{労働保険事業主負担約} 16\% \end{aligned}$$

$$6\text{人} = \text{調査団体の平均職員数}$$

$$\begin{aligned} 386\text{万円} &= \text{事務局職員 } 2,760\text{千円} \times 0.5\text{人} \\ &+ \text{社会保険料} \cdot \text{労働保険事業主負担約} 16\% \\ &+ \text{事務費} \end{aligned}$$

＜想定組合数＞

$$400\text{組合} = \text{旧市町村単位での過疎市町村数約} 1500\text{の約} 25\% \text{と想定}$$

※ 想定組合数は事業の進捗状況を踏まえて今後改めて検討する。